

最高裁秘書第5126号

令和元年10月29日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



司法行政文書開示通知書

令和元年8月29日付け（同月30日受付、第014237号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 平成30年7月3日付け経理局主計課課長補佐、司法研修所事務局経理課課長補佐依頼「考試会場における返還明細書等の回収について」（片面で9枚）
- (2) 平成30年10月12日付け経理局主計課出納第三係依頼「返還明細書の配布及び回収について」（片面で3枚）
- (3) 平成30年返還明細書（回収）作業イメージ（片面で1枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の(1)の文書には、公にすると事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報（電話番号）が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

平成30年7月3日

人事局任用課課長補佐 重田展孝 殿

経理局主計課課長補佐 清木真穂

司法研修所事務局経理課課長補佐 田中真

考試会場における返還明細書等の回収について（依頼）

第71期司法修習の考試会場において、別紙第1及び別紙第2のとおり返還明細書及び司法修習生バッジを回収することについて御協力をお願いします。

(別紙第1)

返還明細書の回収について

1　返還明細書の回収の必要性について

(1)　修習専念資金の貸与を受けた司法修習生に対し、司法修習生の修習専念資金の貸与等に関する規則第9条第1項で「修習専念資金の貸与を受けた者は、その貸与申請に係る修習専念資金の最後の貸与単位期間の末日までに、最高裁判所の定める事項を記載した返還明細書を最高裁判所に提出しなければならない。」と定められており、最後の貸与単位期間の末日である12月12日までに返還明細書が提出されない場合には、貸与を受けた司法修習生は、同規則第8条第1項第3号により期限の利益を喪失し、最高裁判所の指定する日までに返還未済額の全額を返還しなければならないこととなる。

また、返還明細書は修習修了後の司法修習生の職業、住所を把握する上でも重要な書類であることから、貸与を受けた全ての司法修習生から速やかに回収する必要がある。

(2)　修習専念資金の返還は、同規則第7条で通常修習期間の終了した月の翌月から起算して5年を経過した後、10年年賦の均等返還の方法によると定められ、年賦金の返還は、最高裁判所が送付する納入告知書に基づき行うこととされているため、貸与を受けた司法修習生が納入告知書を確実に受け取れる場所に送付する必要があることから、職業、住所を正確に把握する必要がある。

そこで、返還明細書の回収については、全てを郵便による方法とすることも考えられるが、郵便では定められた期限内に提出しない者が多く、その回収が間に合わないことが容易に予想されるので、従前と同様に、司法修習生が集合する機会に、回収ボックスによる方法で、確実に回収したいと考えている。

上記の事情から返還明細書を確実に回収するためには、司法修習生が集合する機会を利用するすることが最も有用であるところ、B班については11月中は、司法研修所で集合修習を行っているため、その間の回収が考えられるが、A班は各配属地で選択型実務修習中であり、弁護士事務所が本拠となる者が多いた

め確実な回収は困難である。したがって、A班については最後に全員が集合する考試会場での回収が回収率を上げるために効果的である。

2 具体的な回収方法について

(1) 大阪会場

考試会場の試験室に回収ボックス（外寸巾285×奥412×高222mm, 重量1.17kg, A4鍵付きのボックスを主計課で用意する。また、バッジの回収ボックスと混同しないよう、ボックスの形状を変えることとし、併せて、ボックス上部に「返還明細書回収ボックス」の張紙をする。）を設置する方法により返還明細書を回収する。

なお、回収場所、回収時間等については、返還明細書回収に関する主計課出納係事務連絡で司法修習生へ周知する。

ア 主計課で用意した回収ボックス10個を、考試物品及び別紙第2のバッジ回収ボックスとともに人事局の考試事務担当者が、司法研修所から大阪会場へ送付する。

イ 考試期間中、毎朝午前9時30分から午前9時45分（着席時刻）まで各試験室に設置する。

ウ 回収ボックスの設置数は、試験室ごとに2個（計10個）とする。

※ 2個設置することが難しいようであれば1個で構わないが、中身が詰まっているようであれば、新しいボックスを使用する。

エ 考試会場では、回収ボックスを設置、回収するのみで、回収数の確認作業の必要はない。

オ 考試期間中、回収ボックスは考試事務室で保管する。

カ 考試最終日に考試物品等とともに司法研修所経由で主計課へ送付する（必ず「司法研修所総務課庶務係御中」と明記する。）。

キ 司法修習生からの返還明細書についての問合せは、主計課出納第二係が対応する。

(2) 司法研修所会場

西館1階企画第二課事務室前に回収ボックス（外寸巾285×奥412×高222mm, 重量1.17kg, A4鍵付きのボックスを主計課で用意する。また、バッジの回収ボックスと混同しないよう、ボックスの形状を変えることとし、併せて、ボックス上部に「返還明細書回収ボックス」の張紙をする。）を設置する方法により返還明細書を回収する。

なお、回収場所、回収時間等については、返還明細書回収に関する主計課出納係事務連絡で司法修習生へ周知する。

ア 考試会場では、回収ボックスの設置、回収を司法研修所総務課人事係が行う。

イ 考試期間中、毎朝午前8時30分から午前9時45分（着席時刻）まで、西館1階企画第二課事務室前に設置する。

ウ 考試期間中は、回収ボックスは司法研修所総務課人事係で保管する。

エ 考試終了後に、司法研修所総務課人事係から主計課へ送付する。

オ 司法修習生からの返還明細書についての問合せは、主計課出納第二係が対応する。

3 結論

返還明細書を提出させる目的は、修習専念資金の貸与を受けた司法修習生に対し確実に貸与資金の返還を求めるために、修習終了後の連絡先を確実に把握することにあり、そのためにも返還明細書の回収を徹底させる必要があることから、考試会場での回収に御協力いただくようお願いしたい。

(別紙第2)

司法修習生バッジの回収について

1 司法修習生バッジの取扱いについて

司法修習生バッジ（以下「バッジ」という。）は、司法修習生に貸与しているところ、司法修習生のバッジに関する規程第2条第2項により、司法修習生がその身分を失ったときは、速やかに返納しなければならないと規程されているため、考試の合否決定後、修習を終了した司法修習生から速やかにバッジを回収する必要がある。そこで、各任地に移動した司法修習生から、各地方裁判所に直接バッジを返還する、又は、郵送による返還を受けることも考えられるが、その場合、修習を終了した司法修習生が返納手続をとらないことは容易に予想されるので、従前と同様に司法修習生が集合する考試の機会に回収ボックスによる方法により、確実に回収したいと考えている（従前の回収率は、3のとおり）。

2 具体的な回収方法について

(1) 大阪会場

考試会場の試験室に、司法研修所経理課（以下「経理課」という。）が用意する回収ボックス（外寸巾300×奥200×高300mm、重量1.5kg、鍵付き）を設置する方法によりバッジを回収する。また、返還明細書の回収ボックスと混同しないよう、ボックスの形状を変えており、ボックス上部に「バッジ回収ボックス」の張紙をする。

なお、回収場所、回収時間等については、別添の経理課用度係事務連絡で司法修習生へ周知する。

ア 経理課で用意した回収ボックス5個を、考試物品及び別紙第1の返還明細書回収ボックスとともに人事局の考試担当者が司法研修所から大阪会場へ送付する。

イ 考試期間中、毎朝午前9時30分から午前9時45分（着席時刻）まで、各試験室に1個（計5個）設置する。

ウ 考試会場では、回収ボックスを設置、回収するのみで、回収数の確認作業の必要はない。

エ 考試期間中、回収ボックスは考試事務室で保管する。

才 考試最終日に考試物品等とともに司法研修所へ送付する（必ず「司法研修所総務課庶務係御中」と明記する。）。

力 司法修習生からのバッジについての問合せは、経理課用度係が対応する。

（2）司法研修所会場

西館1階企画第二課事務室前に、司法研修所経理課（以下「経理課」という。）が用意する回収ボックス（外寸巾300×奥200×高300mm、重量1.5kg、鍵付き）を設置する方法によりバッジを回収する。また、返還明細書の回収ボックスと混同しないよう、ボックスの形状を変えており、ボックス上部に「バッジ回収ボックス」の張紙をする。

なお、回収場所、回収時間等については、別添の経理課用度係事務連絡で司法修習生へ周知する。

また、考試会場における回収ボックスの設置及び回収は経理課用度係が行う。

おって、司法修習生からのバッジについての問合せは経理課用度係が対応する。

3 結論

司法修習生や配属地の裁判所に負担をかけず、スムーズにかつ効率よくバッジの回収を行うために必要であるから、考試会場における回収に御協力いただくようお願いしたい。

なお、昨年（第70期）も例年同様に、最終的に90%以上のバッジを回収することができた。

平成30年●月●日

第71期A班司法修習生 各位

司法研修所事務局経理課用度係

司法修習生バッジの回収について（事務連絡）

修習開始の際に貸与した司法修習生バッジ（以下「バッジ」という。）を、考試期間中の11月16日（金）から同月22日（木）までの間（土曜、日曜、祝日を除く。）に回収します。

回収に当たっては、別途配布する回収用封筒の、②氏名、③実務修習序、④クラス及び⑤番号の各欄に記入し、各自のバッジを入れて封緘し、考試会場に応じてそれぞれ下記の場所に設置するバッジ回収箱に同封筒を投入してください。

回収箱の設置時間は下記のとおりです。

記

司法研修所会場 西館1階企画第二課前ロビー

午前8時30分から午前9時45分まで

大阪会場 各試験室内

午前9時30分から午前9時45分まで

【注意】バッジは考試期間中に必ず返還してください。

やむを得ず考試期間中に返還できなかった場合には、各自で実務修習序の司法修習担当部署宛てに郵送又は持参してください。また、紛失した場合には「紛失届」及び「申述書」を同序に提出してください。

バッジについての質問は、司法研修所事務局経理課用度係（電話

）に問い合わせてください。

平成30年●月●日

第71期B班司法修習生 各位

司法研修所事務局経理課用度係

司法修習生バッジの回収について（事務連絡）

修習開始の際に貸与した司法修習生バッジ（以下「バッジ」という。）を、考試期間中の11月16日（金）から同月22日（木）までの間（土曜、日曜、祝日を除く。）に回収します。

回収に当たっては、別途配布する回収用封筒の、②氏名、③実務修習庁、④クラス及び⑤番号の各欄に記入し、各自のバッジを入れて封緘し、西館1階企画第二課前ロビーに設置するバッジ回収箱に同封筒を投入してください。

回収箱の設置時間は、午前8時30分から午前9時45分までです。

【注意】バッジは考試期間中に必ず返還してください。

やむを得ず考試期間中に返還できなかった場合には、各自で実務修習庁の司法修習担当部署宛てに郵送又は持参してください。また、紛失した場合には「紛失届」及び「申述書」を同庁に提出してください。

バッジについての質問は、司法研修所事務局経理課用度係（電話

）に問い合わせてください。

封緘シール付き



司法修習生バッジ返還封筒

| | | |
|---|-----------|-----------|
| ① | 期 | 第71期司法修習生 |
| ② | 氏名 | |
| ③ | 実務 修習庁 | 地方裁判所 |
| ④ | クラス | 組 |
| ⑤ | 番号 | |

※②氏名③実務修習庁④クラス⑤番号を記入
の上封緘し、考試会場に設置されている回収
ボックスに投入する。

必ず回収ボックスが設置されている時間
中に投入して返還すること。

平成30年10月12日

司法研修所総務課人事係 御中

経理局主計課出納第三係

返還明細書の配布及び回収について（依頼）

標記の返還明細書について、別添の平成30年7月3日付け「考試会場における返還明細書等の回収について（依頼）」のとおり人事局宛依頼しているところですが、当該依頼文書別紙第1の2の(2)司法研修所会場での回収並びにB班の返還明細書の配布及び回収については、下記のとおり調整しましたので、ご協力いただきますようよろしくお願ひいたします。

記

1 返還明細書の配布について

A班については、各配属地での選択型実務修習中であることから郵送での配布によることとし、B班については、11月中は司法研修所で集合修習を行っており、その間に配布すれば郵送料も発生せず効率的に配布することができるため、集合修習中に修習生に配布することとした。

2 返還明細書の回収について

B班については、11月中は司法研修所で集合修習を行っており、その間に司法研修所において回収することとするが、A班については各配属地での選択型実務修習中であり、弁護士事務所が本拠となる者が多いため、最後に全員が集合する考試会場で回収をすることとする（従前から回収ボックスにより回収していたが、それでも定められた期限内に返還しない者が多く対応に苦慮しているところ、全てを郵便による回収とすれば、返還明細書の期限内の回収率が更に下がることが容易に予想されることから、従前と同様、司法修習生が集合する機会に確実に回収したいため。）。

3 返還明細書の具体的な配布、回収方法

(1) 配布について

A班については主計課出納第二係から11月上旬頃に貸与を受けた司法修習生に郵送する。B班については集合修習期間中に司法研修所総務課の職員が貸与を受けた司法修習生に配布する。

(2) 回収について

① A班

考試会場の司法研修所西館ロビーに回収ボックス（外寸巾285mm×奥412mm×高222mm、重量1.17kg、A4鍵付きのボックスを主計課で用意する。また、バッジの回収ボックスと混同しないよう、ボックスの形状を変えることとし、併せて、ボックス上部に「返還明細書回収ボックス」の貼紙を貼る。）を設置する方法により返還明細書を回収する。

なお、回収場所、回収時間等については、返還明細書送付時の事務連絡で司法修習生へ周知する。

ア 主計課で用意した回収ボックス10個を、司法研修所へ送付する。

イ 考試期間中、毎朝午前8時30分から午前9時45分まで（入室開始から着席の間）西館ロビーに配置する（設置場所については、バッジの回収ボックスと同じ場所）。

ウ 考試会場では、回収ボックスを設置、回収するのみで、回収数の確認作業の必要はない。

エ 考試期間中は、回収ボックスは司法研修所総務課で保管する。

オ 考試終了後に使送便で主計課へ送付する。

カ 司法修習生からの返還明細書についての問い合わせは、主計課出納第二係が対応する。

② B班

司法研修所西館ロビーに回収ボックス（外寸巾285mm×奥412mm×高22

2mm, 重量1.17kg, A4鍵付きのボックスを主計課で用意する。

なお, 回収場所, 回収時間等については, 返還明細書送付時の事務連絡で司法修習生へ周知する。

ア 主計課で用意した回収ボックス10個を, 司法研修所へ送付する。

イ 集合修習期間中, 毎朝午前8時30分から午前9時45分まで西館ロビーに回収ボックスを3から4個設置する。

ウ 11月9日, 12日及び14日にそれぞれ返還明細書の入った回収ボックスを司法研修所総務課は, 使送便で主計課に送付する。

エ 主計課は, 9日及び12日に回収した返還明細書を確認し, 未提出者一覧表を作成する。それをもとに司法研修所総務課から司法修習生に提出を促す。

オ 司法修習生からの返還明細書についての問い合わせは, 主計課出納第二係が対応する。

以上

平成30年 返還明細書(回収)作業イメージ

【B班】

回収ボックス設置場所: 司法研修所西館ロビー 修習生の登庁
集殿設置場所のそばの適宜の場所

司法研修所会場

回収ボックス
詳細は別紙のとおり

事前準備

回収ボックス(10個)
主計課(11月2日予定)

主計→司研(10個)

2日
使送便のワゴン変更依頼
(用度課運輸係)

11月5日から12日まで
(毎日の業務)

設置場所に毎朝3~4個設置

9日(金)
司研→主計(4個)

9日、12日の業務

回収ボックスを回収主計課へ送付

12日(月)
主計→司研(4個)

司法研修所幹務課でお願いします

司研→主計(3個)
司研 残7個

※ 使送便

13から14日

※主計課で提出者のチェック

主計課から13日午前中までに送信された、未提出者一覧表をもとに、未提出者に提出を促す

14日(水)
主計→司研(3個)

回収状況を見て回収ボックスを設置(最大3個)

司研→主計(3個)

司法研修所幹務課でお願いします

司研 残7個

※ 使送便

15日

回収状況を見て回収ボックスを設置(1個を予定)

16日(金)
主計→司研(3個)

司研 残10個

※ 使送便

16日

~22日考試

26日
使送便のワゴン変更依頼
(用度課運輸係)

【大阪会場】 【A班】

2日
回収ボックス10個 使送便で司法研修所へ

窓口(総務課人事係)
送付連絡先(河内人事係長へ)

宛先を「司研中講堂(大阪会場送付分)」と表示しておく

23日午前中(予定)に大阪会場から司法研修所経理課管理係へ回収ボックス10個戻る

26日(予定)使送便で主計課へ
ワゴンの手配が必要になる